

入札説明書

長崎県教育庁教育環境整備課

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

本説明書は、長崎県ホームページに掲載している一般競争入札の実施（公告）で示した内容について補完、説明するものであって、入札にあたっては、公告の適用を受けますので、その内容についてよくご承知おきください。

- (1) **業 務 名** ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬等業務委託
 （委託業務の範囲についての詳細は、別添「仕様書」のとおり。）
- (2) **履行期限** 令和8年1月30日限り
- (3) **収集場所** 長崎県立長崎西高等学校 ほか16事業所
 （保管場所についての詳細は、別添「低濃度PCB廃棄物保管場所リスト」のとおり。）
- (4) **搬入場所** 光和精鉱株式会社
 福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜46番93
- (5) **入札及び開札の日時及び場所**
日時：令和7年11月25日（火） 10時30分
場所：長崎県庁行政棟3階 314会議室
電送及び郵便による入札は認めない。
また、入札開始時刻に遅れた場合、原則入札不参加扱いとなりますので注意して下さい。
なお、入札及び開札の当日が悪天候（暴風雨等）等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に2の（1）の部局に確認して下さい。
- (6) **質問書の提出について**
当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。（FAXの場合は入札期日までに、押印した原本を提出すること。）
なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。
〔提出場所〕 長崎教育庁教育環境整備課 FAX：095－894－3471
〔提出期限〕 令和7年11月18日 17時00分
※ 回答については令和7年11月20日 17時までに書面（FAX）にて回答します。
- (7) **参加資格の申請**
一般競争入札の実施（公告）と併せてホームページに掲載している、競争入札の参加者の資格等に基づき、入札の参加に必要な資格審査を行います。
競争入札参加資格申請書に必要書類を添付し、2の（1）に掲げる場所に提出して下さい。
参加資格申請の期限は、令和7年11月18日午後5時までとし、その後は受け付けないこととしておりますので、ご注意ください。

(8) 入札書の記載方法（記入例は別添参照）

- ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載して下さい。
- ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができません。
- エ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができません。
- オ 代理人が入札する場合は、（8）により本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要です。

【注意事項】

- ・入札書は封かんのうえ、封筒に業務名、商号又は名称（代理入札の場合は代理人氏名）を記入して提出して下さい（H12. 3. 29土木部長通知により封筒に押印は不要）。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（代表者印、代理入札の場合は代理人印）を訂正個所に押印して下さい。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・入札書の宛名は、「長崎県知事 大石 賢吾」宛として下さい。

(9) 委任状の記載方法（記入例は別添参照）

- ア 委任事項は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬等業務委託の入札及び見積に関する一切の権限」と記載して下さい。特に、「入札及び見積に関する一切の権限」の部分は委任された権限の内容を表す重要な部分ですので必ず記載して下さい。
- イ 代理人の印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同じものを使用して下さい。
- ウ 委任者である代表者の記名・押印が必要です。

(10) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

- ① 入札保証金は、見積金額（消費税及び地方消費税を加えた金額）の 5/100以上の金額を入札開始前までに納付して下さい。
- ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除されるものとします。
- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者として、見積金額（消費税及び地方消費税を加えた金額）の 5/100以上を保険額とした入札保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
 - ・入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するものを提出したとき。
- なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。
- (a) 3,000 万円以上 (b) 3,000 万円未満 1,000 万円以上 (c) 1,000 万円未満
- ② 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

【注意事項】

- ・ 入札保証金の計算については、見積もった入札予定額に消費税及び地方消費税相当の10%を加算した額のさらに5%以上となりますのでご注意ください。
例えば、100万円で入札したい場合の入札保証金は5万円ではなく55,000円となります。入札保証金を5万円とした場合は、909,091円までしか入札できず、100万円での入札は無効となります。
- ・ 入札保証金を代理人が納入する場合は、入札保証金の納付に関する委任状及び代理人の印鑑が必要です。
委任状の委任事項は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬等業務委託の入札保証金納付に関する権限」と記載して下さい。（委任者である代表者の記名・押印が必要です。）
- ・ 落札されなかった場合の入札保証金の返還については、当日、入札会場にて納付された場合は入札終了後直ちに返還いたしますが、前もって納付された場合は返還まで7日間程度を要しますのであらかじめご了承ください。

イ 契約保証金

- ① 契約保証金等は、契約書と同時に提出して下さい。
- ② 契約金額（消費税込金額）の10/100以上の金額を納付して下さい。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとします。
 - ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の10/100以上）を締結し、その証書を提出したとき。
 - ・ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上履行し、それを証明するものを提出したとき。
なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。
(a) 3,000 万円以上 (b) 3,000 万円未満 1,000 万円以上 (c) 1,000 万円未満
- ③ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保（詳細は入札保証金と同様）の提供をもってこれに代えることができます。

ウ 免除について

- ① 入札保証金の免除を申請する場合は、別添「入札保証金免除申請書」に証明書類を添えて、（6）の入札参加資格の申請書類と併せて令和7年11月18日までに提出してください。
- ② 契約保証金の免除については、証明書類が入札保証金の免除と同様である場合は別途申請の必要はありません。

【注意事項】

- ・ **入札保証保険契約による免除の場合**
 - (1) 入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7日目として下さい。
- ・ **同種・同規模の契約の証明書等による免除の場合**
 - (1) 契約書又は発注者の証明書（写しでよい）を2件添付してください。
 - (2) 対象となる契約は、R5年4月1日からR7年11月24日までに締結されたものです。
 - (3) 入札保証金の免除と契約保証金の免除を兼ねる場合は、上記期間内に契約を締結し、かつ、業務を完了したものを提出してください。
 - (4) 規模の判断については、入札の公告に示した範囲でこちらで判断します。提出された契約書等と入札業務の規模が異なる場合、入札が無効となる場合もありますのでご注意ください。

(11) 入札の無効

次に該当する場合には当該入札者の行った入札は無効とします。なお、下記のアからキにより無効となった者は、再度の入札に参加できません。

- (ア) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (イ) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (ウ) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (エ) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (オ) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (カ) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (キ) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (ク) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (ケ) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (コ) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (サ) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (シ) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (ス) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (セ) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(12) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の範囲内で行なわれた入札のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

【注意事項】

- ・第一回目の入札及び開札で落札者が決定しない場合、入札者の立会のもとに、再度の入札及び開札を行う予定ですので、ご出席願います。
 - ・入札回数は3回までとしますが、2回目以降の入札金額についても入札室から退室しての本社との協議等は出来ないので3回目までの金額についても委任を受けておいて下さい。
 - ・3回までに決定しない場合は、最低価格で有効な入札を行なった者と見積の協議をその場で行いますので見積額の準備をお願いします。
- なお、2回目以降を辞退する場合でも終了まで退席できませんのでご協力下さい。

(13) 契約書の作成等

- ア 落札した日から5日以内（初日を含み、県の休日を除く）に契約締結できるよう協議の上作成します。
- イ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めによります。

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
名称：長崎県教育庁教育環境整備課（県立学校施設班）
電話：095-894-3325